



厚生労働省 東京労働局発表
平成24年11月29日

担 当	東京労働局 労働基準部 賃金課
	課長 徳力 信二
	主任賃金指導官 大山 正敏
	賃金指導官 高橋 和彦
	Tel 3512-1614 (直通)

東京都の特定（産業別）最低賃金の引上げを決定

- 1 東京都の特定（産業別）最低賃金として設定されている6業種のうち、鉄鋼業最低賃金及び出版業最低賃金について、東京労働局長（伊岐 典子）は、それぞれ7円、19円引き上げることと決定し、この改正について官報公示を行いました。これにより、それぞれの最低賃金は次表のとおり、本年12月31日から改正発効することとなります。

平成24年度 東京都の特定（産業別）最低賃金の改正内容

最低賃金の名称	時間額（引上額・引上率）	発効日
鉄 鋼 業	859円（7円・0.82%）	24.12.31
出 版 業	857円（19円・2.27%）	24.12.31

- 2 東京都の特定（産業別）最低賃金については、改正の申出があった5業種について、本年8月6日に東京労働局長から東京地方最低賃金審議会（会長 安西 愈）に対して改正諮問を行ったところ、9月13日に鉄鋼業及び出版業の2業種について改正の必要があるとの答申があり、同日この2業種について金額改正の諮問を行いました。

同審議会は審議の結果、東京労働局長に対し金額改正等の答申を行い、東京労働局長は、この答申を参考に改正することを決定したものです。

なお、都内の全使用者及び全労働者（派遣中のものを含む。）に適用される東京都最低賃金は、すでに本年10月1日から時間額850円（引上額13円、引上率1.55%）に改正されています。

- 3 本年度改正されなかった下記特定（産業別）最低賃金の対象事業場については、東京都最低賃金850円が適用されます（地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金が競合する場合、高い方の最低賃金額が適用されます。）。

最低賃金の名称	直近の改正時間額
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、 船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	(838円、24.2.18発効)
業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、 時計・同部分品、眼鏡製造業	(829円、22.12.31発効)
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	(832円、22.12.31発効)
各種商品小売業	(792円、21.12.31発効)

(参考)

1 適用

特定（産業別）最低賃金は、東京都内の該当産業の事業場で働く労働者（派遣中の労働者を含む）に適用されるもので、次の労働者を除き、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の雇用形態、性、国籍等の区別なく適用されません。

*次の労働者は、特定（産業別）最低賃金が適用されず、東京都最低賃金（時間額850円）が適用となります。

[鉄鋼業]

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

[出版業]

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 次に掲げる業務に主として従事する者
 - ア 清掃又は片付けの業務
 - イ 出版物の梱包、出荷、配送又は返品処理の業務
 - ウ 手作業による書類の改装（主としてカバー、帯若しくはスリップの交換又は汚れ落とし）の業務

2 金額

次の賃金は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

3 特定（産業別）最低賃金の適用労働者数等

最低賃金の名称	適用事業場数	適用労働者数
鉄 鋼 業	410	11,711
出 版 業	2,517	47,381
合 計	2,927	59,092